二　矯正医官（矯正医官の兼業の特例等に関する法律（平成二十七年法律第六十二号）第二条第二号に規定する矯正医官をいう。）が行う施設外勤務（矯正施設（同条第一号に規定する矯正施設をいう。第十三条第一項第三号ホにおいて同じ。）の外の医療機関、大学その他の場所において医療に関する調査研究又は情報の収集若しくは交換を行う勤務をいう。）

（育児短時間勤務職員等についての適用除外等）

第十二条の二　第三条から第四条の二まで、第四条の三（第一項第一号を除く。）並びに第五条第一項及び第二項の規定は、育児短時間勤務をしている職員及び育児休業法第二十二条の規定による短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。）には適用しない。

2　（略）

（宿日直勤務）

第十三条　勤務時間法第十三条第一項の人事院規則で定める断続的な勤務は、次に掲げる勤務とする。

一・二　（略）

三　次に掲げる当直勤務

イ～ハ　（略）

ニ　国立児童自立支援施設又は障害者支援施設における入所者の生活介助等のための当直勤務

ホ　矯正施設における次に掲げる当直勤務

(1)・(2)　（略）

ヘ～チ　（略）

（削る）

リ～ル　（略）

2　（略）

（病気休暇）

第二十一条　（略）

2～4　（略）

5　療養期間中の週休日、勤務時間を割り振らない日、休日、代休日その他の病気休暇の日以外の勤務しない日は、第一項ただし書及び第二項から前項までの規定の適用については、特定病気休暇を使用した日とみなす。

6　（略）

（特別休暇）

第二十二条　勤務時間法第十九条の人事院規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。

一～七　（略）

八　生後一年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合　一日二回それぞれ三十分以内の期間（男子職員にあっては、その子の当該職員以外の親（当該子について民法第八百十七条の二第一項の規定により特別養子縁組の成立につ

二　矯正医官が行う施設外勤務（矯正施設の外の医療機関、大学その他の場所において医療に関する調査研究又は情報の収集若しくは交換を行う勤務をいう。）

（育児短時間勤務職員等についての適用除外等）

第十二条の二　第三条、第四条、第四条の三から第四条の七まで並びに第五条第一項及び第二項の規定は、育児短時間勤務をしている職員及び育児休業法第二十二条の規定による短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。）には適用しない。

2　（略）

（宿日直勤務）

第十三条　勤務時間法第十三条第一項の人事院規則で定める断続的な勤務は、次に掲げる勤務とする。

一・二　（略）

三　次に掲げる当直勤務

イ～ハ　（略）

（新設）

ニ　刑務所等の矯正施設における次に掲げる当直勤務

(1)・(2)　（略）

ホ～ト　（略）

チ　障害者支援施設又は国立児童自立支援施設における入所者の生活介助等のための当直勤務

リ～ル　（略）

2　（略）

（病気休暇）

第二十一条　（略）

2～4　（略）

5　療養期間中の週休日、休日、代休日その他の病気休暇の日以外の勤務しない日は、第一項ただし書及び第二項から前項までの規定の適用については、特定病気休暇を使用した日とみなす。

6　（略）

（特別休暇）

第二十二条　勤務時間法第十九条の人事院規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。

一～七　（略）

八　生後一年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合　一日二回それぞれ三十分以内の期間（男子職員にあっては、その子の当該職員以外の親（当該子について民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百十七条の二第一項の規